

芦屋市立朝日ヶ丘小学校いじめ防止基本方針

芦屋市立朝日ヶ丘小学校

1 本校の方針

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるもの」という基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

また、学校教育目標である「共に学び 支え合う子ども」を、教職員と児童が一体となり目指し、すべての児童が安心・安全な学校生活を送れるように「朝日ヶ丘小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。とする。」（平成 25 年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より）という基本認識を全教職員が持ち、日々子ども把握に努めていく。

(2) いじめの具体例

- ① ひやかしやからかい、悪口やおどし文句など、いやなことを言われた。
- ② 仲間はずれや集団で無視をされた。
- ③ ぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりした。
- ④ お金や物を持って来いと言われてたり、取られたりした。
- ⑤ 物をかくされたり、取られたり、こわされたり、捨てられたりした。
- ⑥ やりたくないのにいやなことやはずかしいこと、危険なことをむりやりさせられた。
- ⑦ インターネットで、自分の悪口を言われたり、書きこまれたりした。

(3) いじめの衝動を発生させる原因

- ① 心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする。）
- ② 集団内の異質な者への嫌悪感情（基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）
- ③ ねたみや嫉妬感情
- ④ 遊び感覚やふざけ意識
- ⑤ 金銭などを得たいという意識
- ⑥ 被害者となることへの回避感情 などが挙げられる。

いじめの加害者の心の深層には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくないということを理解し、丁寧な内面理解に基づく働きかけが必要となる。

そのため、教育活動全体を通じて、「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

- ① 「いじめ対策委員会」の構成員は「人権推進委員会」と同じにする。
- ② 月1回開催される人権推進委員会（以後、いじめ対策委員会と兼ねる）の中で問題傾向を有する児童についての現状や指導体制についての情報の交換を行う。
- ③ 職員会議の中においても、「子どもの話」を設定し、全教職員に情報が共有されるようにする。
そのため、日ごろからの学年研究会などで児童についての情報交換を密にするようにする。
- ④ 人権推進委員会・職員会議がない週は「short 人権部会」を開き、いじめ等生活指導上の問題がないか確認し、あった場合は指導内容や方向性について検討する。
- ⑤ いじめは、教職員や大人の気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定め、活用していく。
- ⑥ 保護者に対しても同様に児童の様子を観察し、いつでも相談できるように体制を整える。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

「共に学び 支え合う子ども」の実現に向け、児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人ひとりが「共に学び 高め合う授業」づくりを研究し、子どもたち同士の聴き合う関係をつくり、自尊感情を高めていく。また、交換授業や専科等の授業やあさひ活動、休み時間における児童の実態を交流し、全教職員が一致団結しいじめの早期発見に努める。

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行うため、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの問題を発見した時は、学級担任だけで抱え込むことがないように、学年で対応することを基本とする。特に保護者との話し合いには、記録等を含め複数で対応することとする。

情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、いじめの解決に向けた組織的対応を迅速に定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- (ア) いじめにより、児童の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
- (イ) いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合。
(年間30日を目安 連続で一週間程度欠席している場合)
- (ウ) 児童や保護者から「いじめられて(ア)に該当するような重大事態に至った」という申し立てがあった場合。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに市教育委員会に報告するとともに校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となっていじめ対策委員会及び関係機関などを加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

上記の調査結果については、再発を防止するために、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、加害児童への指導とその保護者への助言を複数の教職員で行う。

いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために、必要とみとめられるときには、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室において学習を行うなど適切な措置を講ずる。

犯罪行為として取り扱うべきいじめ（傷害・恐喝など）については、教育委員会及び芦屋警察署・西宮少年サポートセンターなどと積極的に連携して対処する。また、教育上必要と認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に考え、いじめを行った児童に対して適切に指導し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促していく。

5 その他の事項

誰からも信頼される学校を目指すために、全校保護者会や学級懇談会などの保護者と話し合う機会を設けて、積極的に情報発信していくことを心掛けたい。また、日ごろからの地域とのつながりを大切にするため、登下校の見守り、放課後の様子を見ている地域の方々から積極的に情報を提供してもらい、いじめ防止や早期発見につなげていきたい。

いじめ防止などに実行性の高い取り組みを実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者など地域からの意見を積極的に聞くように留意する。